

風連町・名寄市合併協議会

第14回基本項目等検討小委員会

日 時：平成16年11月2日(火)

午後2時より

会 場：名寄市役所四階大会議室

幹事会調整案

住民生活専門部会調整案

ごみ処理関係について

ごみ処理事務についてはリサイクルの推進、減量化など基本的な目指す方向に差異はないものの、搬出・収集方法、処理方法、料金等に差がある。両市町とも現在の有料化、分別方式になって間がなく住民周知等の面からして、合併時に統一が求められる料金を除いては当面現行のままとし、合併後一定の期間をかけて統一を図る。

調整方針

- 1 「リサイクルごみ」については無料とし、埋立、炭化ごみについては有料とする基本にたち、両市町で差異のあるプラ容器ごみの回収については無料とする。また、現在名寄市では実施されていない「紙製容器」のリサイクル化についてもストックヤードの確保、モデル地区の先行実施等を経て本格的に実施する。また、両市町とも合併後も「分別排出」を更に強化・徹底しリサイクル化、減量化に最大限努力していく。
- 2 最終処分場への搬入は双方にある処分場の長期使用を可能とするため、風連地区処分場を「家庭用ごみ」、名寄地区処分場を「事業所用ごみ」の搬入場所と指定する。違いのある料金体系については家庭用・事業用の区分により新市において調整する。
- 3 両市町で違いのある有料ごみ袋の販売委託手数料については名寄市の例により売上額の7%(プラス消費税)とする。

集会施設(地域会館含む)の取扱

現在、両市町の行政が維持管理を行っている集会施設の維持管理については地域組織へ委託(名寄市)と管理人及び一部NPO法人委託等の差があるため次により調整する。

調整方針

- 1 行政が維持管理を行っている施設については地域による自主管理を基本としながら、風連町の施設については地域組織と協議を進めながら協議が整った施設から地域組織への維持管理委託を行っていく。
- 2 地域会館等の新築・改築・補修等に関する補助金交付の基準については、地域の実情を勘案し、合併時に新市の基準を統一する。

行政区・町内会組織の取扱

現在、風連町では行政区制度、名寄市では町内会制度が取り入れられており、それぞれ特色ある活動を展開している。それぞれの制度を生かしながら今後も地域自治活動を推進していくことを基本に、次により調整する。

調整方針

- 1 特例区設置期間の5年間は現行の制度を存続し、その間に将来の形態について充分協議を重ねていく。また、両市町とも構成戸数等の問題で再編を必要としているためそれぞれの組織で効率的な活動が展開できるよう努力していく。

保育料の取扱

- 調整方針の再提案 -

風連町の保育料については、合併の年度は現行どおりとし、平成18年度から毎年10パーセントずつ国の基準との差を縮小し統一する。